

令和7年6月19日

宇部市議会産業建設委員会会議録

宇 部 市 議 会

宇部市議会産業建設委員会会議録

- 1 日 時 令和7年6月19日（木）
午前9時55分から午前11時25分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 事 件 (1) 議案第55号 公の施設の区域外設置に関する協議の件
(2) 議案第56号 損害賠償の額を定める件
(3) 議案第57号 損害賠償の額を定める件
(4) 報 告 地方卸売市場再整備基本構想について
(5) 報 告 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定
委員会の開催状況について

4 出席委員（9名）

委員 長 志 賀 光 法 君	副委員長 甲 谷 理 温 君
委 員 芥 川 貴久爾 君	委 員 荒 川 憲 幸 君
委 員 岩 村 誠 君	委 員 河 崎 運 君
委 員 真 宅 宣 昭 君	委 員 山 下 則 芳 君
委 員 吉 松 剛 君	

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第55号 公の施設の区域外設置に関する協議の件
水道局

局 長	秋 田 浩 二 君
副 局 長	中 村 浩 二 君
次 長	石 川 一 清 君
次 長	濱 原 資 彦 君
上水道整備課長	久 保 勉 君
同課副課長	縄 田 栄 二 君

産業経済部

企業立地推進課長	浜 野 直 人 君
同課副課長	田 戸 亨 君

- (2) 議案第56号 損害賠償の額を定める件

(3) 議案第57号 損害賠償の額を定める件

交通局

局 長	大 谷 唯 輝 君
次 長	八 木 巧 君
交通事業課長	古 谷 信 弘 君
同 課 副 課 長	黒 田 寛 君
同 課 副 課 長	河 内 厚 司 君
同課総務財政係長	三 好 智 晴 君

(4) 報 告 地方卸売市場再整備基本構想について

産業経済部

部 長	林 孝 之 君
次 長	村 岡 和 弘 君
次 長	久 村 和 行 君
卸売市場長	石 原 貴 裕 君
同 副 市 場 長	近 藤 孝 男 君

(5) 報 告 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定委員会の開催状況について

都市政策部

部 長	磯 中 克 文 君
次 長	渡 辺 一 正 君
都市計画課長	青 木 信 之 君
同 課 副 課 長	安 達 洋 之 君
同課都市計画係長	三 井 宏 之 君

8 事務局職員出席者

議事総務課副課長	橋 本 佳 子 君
書 記	真 鍋 幸 恵 君

9 傍聴者 宇部日報ほか1名

——— 午前9時55分開会 ———

委員長（志賀 光法 君） 皆さんおはようございます。

時間前でありますけれども、ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の審査につきましては、お手元の日程案に従いまして進めたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴人はただいまいらっしゃいませんけれども、本委員会につきまして、これから傍聴の申込みがあった場合は、これを許可したいと思います。

また、途中でも入退室は可能でありますので、念のため申し添えておきます。

委員長（志賀 光法 君） それでは、まず、議案第55号公の施設の区域外設置に関する協議の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 その前に自己紹介をさせていただきます。

水道事業管理者水道局長の秋田でございます。よろしくお願いいたします。

執行部 副局長の中村です。よろしくお願いいたします。

執行部 次長の石川と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 同じく、次長の濱原です。よろしくお願いいたします。

執行部 上水道整備課長の久保と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 副課長の縄田と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 宇部市企業立地推進課の課長の浜野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

執行部 同じく、企業立地推進課の副課長をしております田戸と申します。よろしくお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） それでは、改めて説明をお願いいたします。

執行部 それでは、議案第55号公の施設の区域外設置に関する協議の件について御説明を申し上げます。

これは、小野田・楠企業団地内の宇部市域に山陽小野田市から給水するための水道施設の設置について協議するため、市議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長（次長）から説明をさせますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案第55号公の施設の区域外設置に関する協議の件について御説明申し上げます。

これは、新光産業株式会社が、小野田・楠企業団地内に新工場を建設するに当たり、山陽小野田市水道事業の上水道施設から給水することについて、地方自治法第244条の3第1項の規定により、両市での協議が必要となることから、同条第3項の規定により、お諮りするものです。

添付の参考図を御覧ください。

赤色の斜線部分が給水場所、緑色の1点斜線が宇部市と山陽小野田市の境界、青色の破線が山陽小野田市水道事業の上水道施設です。当該地域は、本市の給水区域外に位置しており、最寄りの配水管からも相当な距離があることから、既に当該団地内の山陽小野田市域に給水している山陽小野田市水道事業の上水道施設から給水する方法が合理的であると考えております。

また、山陽小野田市との協議内容につきましては、別添になりますが、区域外における公の施設の設置に関する協議書に記載されております7項目としております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

委員長(志賀 光法 君) ありがとうございます。

以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河崎委員。

委 員(河崎 運 君) お尋ねします。

船木の銭ヶ原方面に、この図でいうと、ちょうど北側のほうにちょっと家みたいなものが、右の1番上に少しだけ見えますけど、向こうのほうにも、工場や民家などがあるかと思えますけれども、どの辺りまで宇部市の水道が入っているのかを教えてください。

委員長(志賀 光法 君) こちらに掲示できるものがあれば、壁に貼ってもらったほうがよいかもしれない。

〔参考図面掲示〕

執行部 斜線部があるところの少し北側に交差点があると思うのですが、このところまで配水管が伸びております。ただ、配水管が延びていますが、非常に口径が小さく、口径40ミリメートルのものがきておりまして、その先に少し家があると思いますが、そこに行くまで給水をしております。

委員長(志賀 光法 君) 分かりますか。

委 員(河崎 運 君) もう一度口径の違いを説明してください。

執行部 この給水団地に、まず配水管を引こうとすれば、今の40ミリメートルの口径では到底小さいです。今は40ミリメートルの配水管しか入っておりません。もし給水しようと思えば、大きな根本のところから口径100ミリメートルぐらいの配水管を整備しなければいけないということになります。

以上です。

委 員(河崎 運 君) 山陽小野田市のほうは、もう既に口径100ミリメートルの配水管が入っているということでよいですか。

執行部 そのとおりです。

委員長（志賀 光法 君） よろしいですか。ほかにありませんか。山下委員。

委 員（山下 則芳 君） 6番目の経費の負担で、両市が負担するものとしてその負担割合を協議して定めるとなっていますが、負担割合はもう決まっているのですか。今から協議するということですか。

執行部 今のお尋ねにつきましては、負担割合は今から決めていくということでございます。

委 員（山下 則芳 君） 分かりました。

それともう1点、水道を引いた場合に、水道料金はあくまで宇部市の水道料金ですということですか。山陽小野田市にあわせるとかそういうのではないですか。

執行部 既存の水道管は山陽小野田市の管となっておりますので、料金については山陽小野田市のほうの価格というか、金額でということになります。

以上です。

委 員（山下 則芳 君） ちょっとおかしいようなケースと思います。宇部市の業者を使うのは宇部市ということでもいいと思うのですけれども、山陽小野田市と宇部市の料金体系はどのように違うのですか。どのようになっていますか。

委員長（志賀 光法 君） 山陽小野田市と宇部市の料金体系のお伺いですが。

執行部 当然、山陽小野田市と宇部市では料金体系が違います。若干と思いますが、今、山陽小野田市の方がやや高いかなと思います。この議案は、宇部市域に対して山陽小野田市から給水を受けるということで、今からこのことを協議することとしたいのですがよろしいですか、という内容でございます。山陽小野田市からの給水を受けるものですから、当然収入は全て山陽小野田市に入ります。要は、議会の議決を受けて、地方自治法第244条の3第1項に基づいて、山陽小野田市から円滑に給水ができるように協議するという内容でございますので、御理解いただけたらと思います。

委員長（志賀 光法 君） 内容は聞いてもいいけれどもということですね。

委 員（山下 則芳 君） それは十分、分かっております。

その上で、例えば、山陽小野田市の料金になることを企業は合意しているのか、これについても今から協議をするのかお聞きしたいと思って聞いています。

執行部 その件については、基本的に内容は御存じだと思うのですが、これから新光産業株式会社様に丁寧に説明させていただきたいと思います。

委 員（山下 則芳 君） ありがとうございました。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第55号公の施設の区域外設置に関する協議の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

水道局の皆さん、大変お疲れさまでした。

委員長（志賀 光法 君） 説明を受ける前に自己紹介いただいておりますので、簡単によりしくお願いします。

執行部 交通局長の大谷です。よろしくお願いいたします。

執行部 次長の八木です。よろしくお願いいたします。

執行部 交通事業課長の古谷です。よろしくお願いいたします。

執行部 副課長の河内と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 副課長の黒田です。よろしくお願いいたします。

執行部 総務財政係長の三好です。よろしくお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） それでは、次に議案第56号損害賠償の額を定める件を議題いたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第56号損害賠償の額を定める件について御説明申し上げます。

今回の議案は、令和6年2月13日市内明神町の市道において発生した路線バスによる人身事故の案件です。

それでは詳細につきましては、課長から説明させます。

執行部 それでは、御説明させていただきます。

まず、1の損害賠償の義務の発生の原因となる事実については、ただいま局長が申し上げたとおりです。

次に、2の損害賠償の相手方は、[REDACTED]です。

次に、3の損害賠償の額は255万1,397円となっております。

続きまして、事故の概要等を御説明いたしますので、別添資料を御覧ください。

発生状況としましては、令和6年2月13日午前11時55分頃、八王子午前11時50分発宇部駅行きの運行便において、八王子方面から松山町方面に走行中、進路前方の自家用車の存在

に前方不注視により気づくのが遅れ、急ブレーキ及び右ハンドルによる回避を試みましたが及ばず、前方車両の左後部にバスの前部を衝突させ、被害者の方に頸椎捻挫等、加療を要するけがを負わせました。事故当時、バスに乗客はおらず、運転士にもけがはありませんでした。

次に、事故後の経緯ですが、令和6年3月に、双方が代理人となる弁護士を選任しました。それからしばらくの間は、被害者の方の入院及び通院期間が続いていましたが、令和6年8月に、被害者の方の傷病が治癒したことから、双方の代理人弁護士が和解に向けての示談交渉を開始し、令和7年4月に示談書（案）の合意に至ったものです。

損害賠償額の内訳としましては、資料の下段の内訳を御覧ください。

治療費、入院雑費、慰謝料などのうち、医療機関にかかった治療費の118万7,069円が主なもので、人身傷害による損害賠償額は229万7,987円となります。また、被害者の車両修理代など、物損は25万3,410円となり、人身傷害と合わせますと、損害賠償額の総額は、先ほど申しました255万1,397円となります。

最後になりますが、今回の損害賠償に係る支払額に対しましては、自賠責保険及び交通局の任意保険会社となる全国市有物件災害共済会の保険対象となっており、全額補填される予定となっています。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。山下委員。

委員（山下 則芳 君） 事故のバスの位置、相手方の位置、何か見取図みたいなものがありますか。急ハンドルをとって、左側を破損した、ちょっと分からないですよ、僕は右じゃないかと思っていたら左だから、逆に切ったほうがよかったのではないかと思うのだけれども。その辺の図があればちょっと提示してもらいたいし、もしなければ、何かここで説明してほしいです。

委員長（志賀 光法 君） 言葉ではなかなか説明しにくいと思いますが、バスが出た関係とか、そのあたりで詳しく話していただければ分かるのではないかと思います。どこからバスが出て、事故された方はどの辺りに行ってということですかね。言葉でいいですよ。

執行部 始発の八王子バス停をバスが出発した後、フジグラン宇部の前の道路に至るまでの間の事故なのですけれども、相手方車両は自分の家に入ろうとして、左にハンドルを切り、車がこのような形に左に曲がろうとしているところでした。そこを前方不注視で、車がいることに運転士が気づかず、正面から真っすぐ行ったため、車の左後部にバスが衝突したものです。相手方車両が左に切っていて車が傾いていましたので、相手方の左側後方にバスの前方が当たった、衝突したというものです。

委 員（山下 則芳 君） 相手との距離はかなりあったのか、もう寸前だったのか、気が付いた時点でどのくらいだったのですか。

執行部 相手方の普通車両を認めたのは、19.3メートルの地点です。相手方の車両までの距離が19.3メートルの地点でバスの運転士が認めましたが、そこから制動が追いつかず後方から衝突したものです。

委 員（山下 則芳 君） 負担割合はどうなっていますか。相手側にも過失がある可能性もありますよね。負担割合を教えてください。

執行部 過失割合につきましては、交通局が百、相手方がゼロで、百対ゼロでございます。

委 員（山下 則芳 君） それは、こちらの弁護士が認めたということですか。向こうに本当に落ち度はなかったのですか。大体、百対ゼロというのはよっぽどでないとあり得ないのですけれども、その辺いかがですか。

執行部 相手方の車が進もうとしていたところ、バスが後方から追突したものであるため、今回弁護士同士の交渉というか、協議の結果、百対ゼロとなったものです。

委 員（山下 則芳 君） そうなると、一瞬向こうは停まっていたという判断でしょうか。

執行部 委員のおっしゃるとおりです。

委 員（山下 則芳 君） 分かりました。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 損害賠償額の関係で、治療費、慰謝料は特に額が大きいのですけれども、算出根拠を教えてください。

執行部 損害賠償額の算出につきましては、弁護士基準というもので算出しております。弁護士基準という言葉なのですけれども、こういった事故の場合、損害賠償額等を算出するための根拠として弁護士が双方で話し合って損害賠償額を決める場合があります。

損害賠償については、自賠責保険と任意保険と、今申し上げた弁護士基準の3種類のやり方が事故によってあるのですけれども、今回はそのうちの弁護士同士での話になったことから、弁護士基準での算出になったものです。

委員（吉松 剛 君） そうすると、実際の治療費というのは、実際に病院にかかった費用とは違うということでしょうか。

執行部 治療費が高く見えるというところなのですけれども、今回は10割負担からスタートしておりまして、本来、本人さんが医療保険を使われますと、高齢者であれば1割負担の部分が発生額になると思います。今回は第三者行為の事故によりますので、最初から10割負担の請求額が交通局への請求額で上がってきており、当然もともとであれば、全国健康保険協会（協会けんぽ）から出ているお金も含めて、交通局は事故ということで全て支払いをするため医療費が高くなっております。ここには、弁護士基準というのはございません。

委員（吉松 剛 君） 慰謝料の根拠を教えてください。

執行部 慰謝料につきましても、先ほど申しました弁護士が使われる赤本というのがございます。要は交通事故の場合は赤本というのがあって、これがよくレッドブックといっているいろいろな交渉事に使われていくものです。この中で入院が17日で計算されているのですけれども、この金額については、その赤本に載っているところからの積算で、弁護士がそれをお認めになられたため、この金額が適正かどうかは私どものほうでは判断しかねたというところがございます。

委員（吉松 剛 君） 分かりました。

それと、事故の発生で前方不注意とありますけど、当日の運転士の体調やその様子と、終わってからの運転士に対する研修や処分などを教えてください。

執行部 運転士の体調について、当日の健康状態に問題はございませんでした。

それと、事故後なのですけれども、本人は深く反省もしており、被害者の方に直接おわびするなど反省もしっかりしているところです。事故当日は、まず今回の事故の報告書を本人に記入させて、運行管理者が聞き取り等の面談を行って、翌日から3日間ほど、本人を落ちつかせるというか、また正常に運転ができるための休暇を与えて、その後に乗務を再開しております。

委員（吉松 剛 君） この運転士には、過去に事故といった事例はありますか。

執行部 過去は、文書訓告が1件ありまして、令和6年7月18日付けで文書訓告をしております。

この運転士は平成23年7月1日に入局しておりまして、勤続年数は、今、14年、事故当時でいうと、12年と7か月になります。

過去について、この運転士の指導歴は、入局後13件。内容としては、時間の確認不足で始発時間に遅れたり、運行する経路を途中で間違えたりすることで指導歴が13件あります。また、事故歴は、今回の件を合わせて12年の間で5件です。

委員（吉松 剛 君） 勤続年数12年で、注意が13件、事故5件はちょっと多すぎると思うのですけれども、それは平均的な数字なのですか。

執行部 委員がおっしゃるとおり、かなり多い件数になります。

13件につきましては、うっかりしているというか、確認不足が主な原因で、指導になっております。事故についても、12年の間で5件というのは実際多いと考えております。

このような事故や運行のミスを今後防ぐために、私どもとしては対策を新たに講じていく予定です。特に、このようなミスが多い・事故が多い運転士は再発が多いですので、これらの者を抽出して、安全やお客様対応を重点的に教育していくことや、今回の運転士は違うのですけれども、健康起因で突然意識を消失しての事故等も今後考えられるので、健康起因による事故防止のため運転士の睡眠時無呼吸症候群の全員の検査や、これまでやってきた安全意識向上対策というのももちろん継続して今後行っていく予定です。

委員（吉松 剛 君） 分かりました。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） 先ほど任意保険の保険名を言われました。市有何……、財産ですか。

執行部 全国市有物件災害共済会です。

委員（河崎 運 君） その任意保険は頻繁に事故があると、宇部市の保険の料率が高くなってくることはあるのでしょうか。

執行部 おっしゃるとおりで、人身事故に関しては上がらないとお聞きしておりますが、物損が多い場合は、平衡負担金という形で翌年度等に影響が出てくるというところでございます。

以上です。

委員（河崎 運 君） このような事故歴の多い方で教育してもなかなか直らない場合は、辞めてもらうのは難しいと思いますが、ほかの仕事に移ってもらうこともあるのですか。

執行部 基本的には、やはり運転士は運転士として働いてもらうために、先ほど申したような再発防止、意識改革、行動変革をしていきたいと思っております。ただ、あまりにも運転に適性がない者については、お恥ずかしいのですけれども、今年4月に運転士1人に懲戒を出しております。この者については、事故や不注意を本当に短期間で度々繰り返し、もう運転適性がないと判断して、仕事を運転から外したところでございます。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） 真宅委員。

委員（真宅 宣昭 君） このたびの人身事故ということで、行政処分があったと思うのですけれども、この運転士の方も過去何回も事故を起こしたと。運転免許証の点数とか行政処分のほうは、どのようになっていますでしょうか。

執行部 当該運転士の行政処分につきましては、この事故後、令和6年4月に公安委員会からは交通違反点数5点でした。あと、刑事処分につきましては、簡易裁判所からになるのですが、罰金20万円の略式命令が出ております。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第56号損害賠償の額を定める件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第57号損害賠償の額を定める件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第57号損害賠償の額を定める件について御説明申し上げます。

次の議案は、令和7年1月22日、山口市小郡明治の市道において発生した路線バスによる人身事故の案件です。なお、今回の添付資料について、当該議案の被害者の方以外の、乗車されておりました5名の方の状況と衝突した標識柱の状況を記載しております。

今後の議案となることが予測されますので、今回併せて課長から詳細を説明させます。

よろしくお願いします。

執行部 それでは、御説明させていただきます。

まず、1の損害賠償の義務の発生の原因となる事実については、ただいま局長が申し上げたとおりです。

次に、2の損害賠償の相手方は、[REDACTED]です。

次に、3の損害賠償の額は125万1,646円となっております。

次に、別添資料を御覧ください。

まず、損害賠償額の内訳ですが、治療費など傷害による損害が125万1,446円、その他が200円で、損害賠償の総額は125万1,646円となります。

続きまして、事故の概要を説明させていただきます。

本件事故につきましては、本事案でお示ししております[REDACTED]以外にも、被害者や物損等、複数の損害賠償の対象があり、賠償額によっては今後の議会で御審査いただくこととなります。そのため、本件事故に関するほかの被害者の状況も併せて御説明させていただきます。

なお、損害賠償の額を定める件について、議案を提出するのは、宇部市交通事業の設置等に関する条例第7条の規定により、賠償額が100万円以上の事案が対象となります。

それでは、別添資料1ページの中段、事故の概要について御説明いたします。

令和7年1月22日午後3時10分頃、宇部新川駅発サンパークあじす経由新山口駅行きの便が、JR新山口駅付近のコンフォートホテル山口前にて、道路に停車中の自家用車を追い越して車線に戻る際、歩道に乗り上げ、案内標識に衝突、救急搬送1名を含む乗客6人にけがを負わせました。救急搬送された方が、今回の[REDACTED]となります。

当該運転士は、事故当時５７歳の正規職員の男性で、非正規職員の期間を含め交通局での運転歴は、２８年１１か月です。

次に、被害者の状況等についてですが、主に今後議案となる可能性の高いものについて御説明いたします。

１番の方が、本議案の損害賠償の相手方となる■■■■です。

傷病の程度としては、腰椎横突起骨折、胸部打撲傷、腰背部打撲傷でしたが、治癒したことにより、本議案を御審査いただき、議決後に示談する予定です。

２番の方は、歯牙脱臼３本、頭部外傷、前胸部打撲傷で現在治療中ですが、入れ歯の製作などを含め、治療費が１００万円を超えると見込まれるため、今後治癒され、示談協議が進む場合は、御審査いただく予定です。

３番から６番の方は、骨折の方もいらっしゃいますが、現時点でいずれも治癒されており、審査対象とならないため、できるだけ速やかに示談を締結し、損害賠償金を支払わせていただく予定としています。

７番は山口市が管理する案内標識柱です。事故当時、支柱が傾き、倒壊の恐れがありましたが、現在、支柱の再設置が終了し、山口市による完成検査の確認を待って、示談交渉を行う予定です。本工事は、費用が１００万円を超えると見込まれるため、こちらも今後議案として御審査いただく予定です。

８番目は、当該事故の路線バス本体です。車体全面及び車内の車載機器が大きく破損しましたが、年式が新しく部品確保にめどが立ち、修繕可能になったことから現在修理中です。

以上が被害者等の状況ですが、■■■■をはじめ、被害者の方々には、事故直後より謝罪及び傷害治療への対応に当たり、示談に向けて対応を進めているところです。

なお、損害賠償に係る支払額に対しましては、自賠責保険及び交通局の任意保険会社となる全国市有物件災害共済会の保険対象となっており、全額補填される見込みですが、当該事故の路線バスについては、修理金額が車両の保険責任額を上回る見込みとなっており、差額分は当局の自己負担となる見込みです。

次に、事故の原因ですが、この事故は運行中に集中力を欠き、意識がぼんやりした状態で漫然運転を続けたことが原因と考えられます。詳細な原因については警察が捜査中のため、当該運転士は事故翌日から現在まで乗務を停止し、事務作業をさせております。当該運転士については、今後の行政処分及び刑事処分の結果を踏まえて、当局においても処分を検討いたします。

最後に、再発防止策についてですが、これまでの事故防止対策に加えて、意識面、体調面を重視し、特に３つの対策に重点的に取り組みます。

１つ目に、事故を起こす可能性の高い運転士を抽出した上で、事故防止予防教育を実施します。

２つ目に、運転士全員を対象とした睡眠時無呼吸症候群の検査を実施します。

3つ目に、連続運行時間が1時間を超える長大路線や勤務内容の見直しにより、運転士の労働環境を改善します。

以上で説明を終わります。

よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉松委員。

委員（吉松 剛 君） この運転士の方は28年11か月勤続されておられて、そのうち正規が2年9か月ということは、結構長い間正規ではなかったということなのですが、これは何か理由があるのですか。

執行部 交通局では、嘱託職員、今の会計年度任用職員となりますが、非正規の職員が正規の職員になるという道筋が長らくありませんで、この運転士もそうした時期に入ってきており、長く非正規の運転士であったのですが、平成26年から非正規の運転士を正規職員に採用する制度ができて、その中でこの運転士は2年前に正規運転士になったものです。

以上です。

委員（吉松 剛 君） この運転士について、過去の事故歴などがあれば教えてください。

執行部 今この運転士について、次の処分の準備などもしている中で、過去の入局当初からの全ての事故が記録としてなく、存在する10年間において、事故数が5件、苦情も入局当時の記録がなく、存在する期間において5件というところでございます。先ほどに比べては少ないように見えますけれども、やはり事故は1件も起きてはいけないと思っております。

委員（吉松 剛 君） 車両の修理代ですけれども、宇部市が負担するのは大体どれぐらいを想定されていますか。

執行部 当初は1月に起きた事故なのですが、今、この車両の修理部品がないなどいろいろな問題でなかなか修理の引受け手がないという中で、見積りも出ない状況でございます。現時点で、どの程度が最大だろうかと判断したところ、最大で900万円、これに消費税を込みまして990万円です。というのが、まずバスというのは、手作りという、要は、1台ずつ造っていくわけなのですが、その途中がぐちゃぐちゃになっているところから、そこをどこまで修繕すればきちんとした走行ができるかというところは、やはり直しながらではないと分からない部分があります。また、細かな部品が車体全部にワンマン機器など含めてありますので、この辺も全部分解して使って使えるかどうか判断していくという状況で、かなり時間がかかったというところでございます。先ほどおっしゃいますように、車両保険の限度額は、今530万円となっておりますので、最大の手出しは460万円というところが想定されております。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。ないですか本当に。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第57号損害賠償の額を定める件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

交通局の皆さん、お疲れさまでした。

（4）地方卸売市場再整備基本構想について、執行部から報告があった。

（5）宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査を終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 次に、その他といたしまして、お手元に配付しておりますが、行政視察調査表をお配りしたことをお伝えします。後ほど、分科会終了後に、行政視察の詳細について話せたらと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、産業建設委員会は閉会いたします。

—— 午前11時25分閉会 ——

令和7年6月19日

産業建設委員会委員長

志 賀 光 法